

調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について

調布市武者小路実篤記念館条例(昭和60年条例第25号, 以下「条例」という。)第4条ただし書きの規定により, 調布市武者小路実篤記念館を下記のとおり臨時に休館する。

記

1 施設名

調布市武者小路実篤記念館

2 臨時休館日

令和7年6月10日(火)から6月29日(日)まで
(ただし, 条例第4条1号に規定する休館日を除く)

3 理由

調布市武者小路実篤記念館の収蔵庫及び収蔵資料の防虫・防カビを目的
としたくん蒸消毒及び次期展覧会の準備のため